

第 5 次

関市行政改革大綱



関市イメージキャラクター
関*はもみん

関 市

平成 23 年 3 月

— 目 次 —

I	はじめに	．．．．． 1
II	これまでの取組	．．．．． 1
	1 行政改革	．．．．． 1
	2 政策総点検	．．．．． 2
	3 合併後の行財政の状況	．．．．． 2
III	基本理念と推進の柱	．．．．． 3
	1 基本理念	．．．．． 3
	2 推進の柱	．．．．． 3
IV	大綱の目指すもの	．．．．． 4
V	行政改革の進め方	．．．．． 5
	1 大綱の期間	．．．．． 5
	2 大綱の推進	．．．．． 5
	3 改革の進捗管理と評価の方法	．．．．． 5
VI	行政改革の具体的な取組	．．．．． 6
	1 協働によるまちづくり	．．．．． 6
	2 歳入増加に向けた取組	．．．．． 6
	3 歳出削減に向けた取組	．．．．． 7
	4 合理的な事業実施に向けた取組	．．．．． 7
	5 機能的な組織再編に向けた取組	．．．．． 8

I はじめに

少子高齢化が進む我が国では、平成17年には出生数より死亡数が上回る人口減少社会となり、平成19年には高齢化率が21%を超える超高齢社会が到来しました。また、情報通信技術の飛躍的な発展や地方分権の一層の進展など、社会情勢は大きく変貌しています。

そして、経済のグローバル化に伴う国内製造業の空洞化や、世界的な景気回復の遅れによるわが国の慢性的なデフレの進行などが、税収の減少などを招き、社会保障費の増大とともに、今後の地方自治体の財政運営に大きな影響を与えることが懸念されます。

そうしたなか、本市では、市町村合併の優遇制度である普通交付税算定替が平成26年度をもって終了し、翌年度から交付税額が減少するという事情も念頭に、より安定した行財政運営が可能となる体制の確立に向け、新たな行政改革大綱を策定し、市民と行政が一体となった行政改革に取り組むものです。

II これまでの取組

1 行政改革

本市においては、昭和60年の国の指針「地方行政改革方針」に基づき、昭和61年度から平成7年度までを計画期間とする「第1次関市行政改革大綱」を策定し、その後3度にわたる行政改革大綱の策定を行い、時代とともに変化する市民ニーズやその時々での行政課題に対応するため、さまざまな改革を進めてきました。

特に、平成18年3月に策定した「第4次行政改革大綱」においては、平成17年2月の武儀郡5町村との合併によって肥大した行財政基盤の見直しを行うとともに、国が示した「新地方行政指針」に基づく「集中改革プラン」に位置付け、「市民との協働による行政運営の推進」、「効率的な行財政システムの確立」、「職員の意識改革と質の高い行政サービスの提供」の3つの基本方針のもと、各種事業に取り組みました。

具体的には、職員数の削減をはじめ、公共施設への指定管理者制度の導入、市民活動センターの設置・運営、パブリックコメント制度の導入、行政評価システムの導入、権限移譲の受入れなど多くの取組を実施し、改革を図ることができました。しかし、市民参加の在り方と協働の仕組みなどを定める自治基本条例の制定や、受益者負担原則に基づく使用料・手数料の見直し、合併により増加した公共施設の更なる効率的な管理運営など、市民の皆さんの理解と協力もいただきながら、今後も更なる取組が必要であると考えます。

2 政策総点検

平成19年度から20年度において、全職員が市民目線に立って1061件の政策総点検を実施した結果、39件を廃止、242件を見直すこととしました。この政策総点検を契機として、今後、事務事業の実施にあたっては、「市民目線によりニーズを把握しているか」、「市が担うべき事業か」、「最少の経費で最大の効果が得られるような方法であるか」、「市民活動にゆだねられないか」という4つの視点を重視して取り組むこととしました。

また、この政策総点検は、約1年をかけて全ての事務事業を点検、見直しをした取組ではありますが、更なる市民生活の向上や地域経済の活性化を進めるため、短期の改革として終わるのではなく、上記の考えを、今後この大綱によって進める行政改革推進事業に引き継ぎ、継続して取り組んでいく方針です。

3 合併以降の行財政の状況

上記の行政改革の取組の結果、職員数及び人件費は大幅に削減することができました。また、基金が増加して市債残高は大幅に減少させており、一定の成果を挙げることができました。

財政状況については、合併により一時悪化した財政指標にも改善が見られ、平成21年度一般会計決算に基づく実質収支は約16億円の黒字となっており、地方債返済額の水準を表す実質公債費比率については11.7%と県内21市で9番目と、「地方債許可団体基準」の18%、「起債制限団体基準」の25%を大きく下回っており、健全性を維持しています。

【職員数と人件費の推移】

項目	H18	H22	比較増減
職員数(4月1日現在)	870人	798人	△72人
人件費(全決算)※1	5,544,581千円	5,041,456千円	△503,125千円

※1 人件費は退職手当を除く

※2 平成22年度確定前のため平成21年度値を暫定入力

【基金・市債の推移】

項目	H18	H21	比較増減
基金現在高(全会計)	166.2億円	195.7億円	29.5億円
市債残高(全会計)	749.4億円	688.8億円	△60.6億円

【財政指標の推移】

項目	H 1 8	H 2 1
財政力指数	0. 6 0 4	0. 6 5 0
経常収支比率	8 4. 7 %	8 9. 7 %
実質公債費比率	1 1. 7 %	1 1. 7 %
将来負担比率	—	4 5. 6 %

Ⅲ 基本理念と推進の柱

1 基本理念

本市は、平成20年度から29年度を計画期間とする「関市第4次総合計画」に基づき、「改革と協働で築く自立のまち～水と緑の交流文化都市～」を目指して、各種事業を推進しています。

そこで、この行政改革大綱は、総合計画を効果的・効率的に推進するための「組織面における戦略」と位置づけ、「行政は市民福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げる」という地方行政の原点に立ち返り、市政を「管理（運営）から経営」という考え方により、民間経営手法を取り入れていくとともに、「市民が主役の協働を進める」という方針に立って、市民とともに行政課題をひとつひとつ解決しながら、まちづくりを進めていきたいと考えます。

そこで、第5次行政改革大綱の基本理念を

「改革と協働による、市民が主役の元気な関市の実現」

とし、第4次行政改革大綱の考え方を引き継ぎながら、平成19年度から市民目線で実施した「政策総点検」の取組とその成果を基に行政改革を推進します。

2 推進の柱

この第5次行政改革大綱では、政策総点検に掲げられた取組の柱から、「協働によるまちづくり」、「歳入増加に向けた取組」、「歳出削減に向けた取組」、「合理的な事業実施に向けた取組」、「機能的な組織再編に向けた取組」の5つを推進の柱としました。

（1）協働によるまちづくり

人口減少や高齢化、過疎化によって拡大する地域社会の課題を解決するため、「第30回全国豊かな海づくり大会」を成功に導いた市民の絆とふるさとへの愛着心を深めながら、市民と行政とがパートナーとして知恵を出し合い、役割と責任を分担してまちづくりに取り組んでいくという、協働の仕組みづくりを行い、実践的な活動を進めていきます。

(2) 歳入増加に向けた取組

「利益を受けた市民が一定の負担もすべきである」という考え方により、課税、利用料金、減免制度の運用等を見直すとともに、滞納による収納率の低下の抑制、新たな自主財源の確保を図り、財政運営の安定性を維持すると同時に、新たな財政需要にも柔軟に対応していきます。

(3) 歳出削減に向けた取組

「市が保有すべきは必要不可欠な資産だけである」という考え方のもと、不用な施設や未利用地の処分を進めるとともに、保有する施設の管理や活用に当たっては、民間活力を導入するほか、効率的な運営による経費の抑制を図っていきます。

(4) 合理的な事業実施に向けた取組

限られた貴重な財源を市民から託された市は、最大限効率的にそれを活用していくよう求められているため、民間経営感覚を取り入れた事業の推進などにより、経営全般にわたり節減・合理化を図っていきます。

(5) 機能的な組織再編に向けた取組

限られた経営資源のもとで、最大の効果を上げるような経営型の組織への転換が必要となる中、社会経済情勢の変化や行政需要の多様化に対応した行政サービスを、総合的、機能的に提供できるような組織づくりを図っていきます。

IV 大綱の目指すもの

上記の5つの柱に係る取組を実現させることにより、下記のように職員数等の行財政の状況を改善させることを目指していきます。

○職員数 平成27年度の職員数を733人とします。

○人件費の削減 計画期間の5年間に於いて5億円を削減します。

○主な財政指標 (平成22年度に公表した「関市財政5カ年見通し」を参考に設定した財政指標の数値)

・ 財政力指数	…	0.670 以上
・ 経常収支比率	…	90.0 以下
・ 実質公債費比率	…	11.0 以下
・ 将来負担比率	…	46.0 以下

V 行政改革の進め方

1 大綱の期間

本計画における推進期間は、平成23年度から平成27年度までの5年間です。

2 大綱の推進

行政改革を着実に推進していくため、「計画（Plan）」、「実施（Do）」、「検証（Check）」、「改善（Action）」のマネジメントサイクルのもと、次の事項に取り組みます。

（1）職員の意識改革

行政改革は、職員一人ひとりが行政改革大綱の理念を深く理解し、全庁を挙げて取り組むことが重要です。職員が常に改革意識を持ち、積極的に改革に取り組むよう、行政評価や職員研修などを意識改革の手法として活用します。

（2）実施計画の策定及び実施

行政改革大綱に基づき、具体的な取組事項を定めた実施計画を策定し、計画的な取組を行います。そして、実施計画は毎年、実施内容を精査して、見直します。

（3）市民への公表

広く市民の理解と協力のもとに行政改革を着実に推進するため、ホームページなどにより行政改革の取組状況を公表します。

3 大綱の進捗管理と評価の方法

（1）行政改革推進本部による内部評価

大綱及び実施計画の進捗管理体制として、庁内組織である「行政改革推進本部」が半期ごとに取組事項の進捗状況を把握し、内部評価を行い、今後の方向性などを検討、指示します。

（2）市民等による評価

実施計画の進捗状況については、市民の代表で組織される「行政改革推進審議会」に定期的に報告し、そこでの提言を踏まえて必要な見直しを図ります。

VI 行政改革の具体的な取組

時代の変化を的確にとらえ、市民生活の向上に資する行政改革を進めていくため、5つの推進の柱に基づき、次の58の項目に取り組みます。

1 協働によるまちづくり

- (1) 市民や民間との協働を推進します
 - ① 行政活動における協働
 - ② 官学による知の連携
 - ③ 提案型協働事業の実施
- (2) 開かれた市政を推進します
 - ① 情報公開の拡充
- (3) 民間活力の導入を推進します
 - ① 指定管理者制度の確立と推進
 - ② 文化会館の運営見直し
 - ③ PFIの導入推進
- (4) 市民と共にきれいなまちづくりを推進します
 - ① 協働による街路景観の維持
 - ② アダプト・プログラム（里親制度）の推進

2 歳入増加に向けた取組

- (1) 受益と負担の公平性を確保します
 - ① 公平な税の負担見直し
 - ② 償却資産に係る適正課税
 - ③ 使用料・手数料の見直し
 - ④ 減免制度の見直し
 - ⑤ ごみ処理経費の適正負担
- (2) 適正な納付・納入意識の高揚を図ります
 - ① 納付手段の拡充
 - ② 公売の推進
 - ③ 適正な債権管理と効率的な回収対策の推進
- (3) 自主財源の確保を図ります
 - ① 企業誘致による税収増
 - ② ふるさと納税制度の推進
 - ③ さまざまな市の媒体への有料広告掲載の導入
 - ④ 未利用地等普通財産の売却等

3 歳出削減に向けた取組

- (1) 市有財産の合理的保有・活用を図ります
 - ① 関市土地開発公社保有土地の処分
 - ② 美術作品の展示、貸出等有効利用
 - ③ 民俗資料の整理
- (2) 商業・観光施設の民営化を推進します
 - ① 温泉施設の運営見直し
 - ② 道の駅・物産品販売施設の運営見直し
 - ③ 濃州関所茶屋の運営見直し
- (3) 地域と分担して集会場施設を整備します
 - ① 地域拠点コミュニティセンターの整備
 - ② 地区公民センターの移管
 - ③ 地区公民センター類似施設の移管
- (4) 民間事業者と分担して保育を実施します
 - ① 保育所の統廃合と民営化
- (5) その他の施設の民営化・統廃合を推進します
 - ① 老人福祉センターの運営見直し
 - ② 小、中学校の統廃合
 - ③ 関商工高等学校の効率的な運営
 - ④ 体育・運動施設等の管理運営見直し
 - ⑤ 研修施設の有効利用
 - ⑥ 生涯学習施設の運営見直し
 - ⑦ 給食センターの運営見直し

4 合理的な事業実施に向けた取組

- (1) 補助金・交付金の効果的な交付を推進します
 - ① 成果につながる補助金交付
 - ② 成果につながる負担金支出
- (2) ルールに基づいた事業実施を図ります
 - ① 行政評価システムの有効利用
 - ② 公共施設の長寿命化（アセットマネジメントの導入）
 - ③ 地域の実情に合わせた道路整備
 - ④ 公共施設の合理的かつ効率的な管理運用（ファシリティマネジメントの導入）

5 機能的な組織再編に向けた取組

(1) 行政経営の効率化を図ります

- ① 行政課題に対応する組織編成
- ② 支所・地域事務所の在り方の見直し
- ③ 能力実績に基づく人事管理
- ④ 時代の変化に対応する職員の育成
- ⑤ 定員・給与等の適正管理

(2) 市の活動を簡素化します

- ① 広報の発行配布の効率化
- ② イベントに従事する職員削減

(3) 公営企業等の健全経営を推進します

- ① 水道事業の健全化
- ② 下水道事業の健全化
- ③ 食肉センターの運営見直し
- ④ 公設地方卸売市場の指定管理の見直し
- ⑤ 一部事務組合の負担金見直し

(4) 第三セクター等の整理統合を推進します

- ① 関市社会福祉事業団の清算
- ② 関市公共施設振興事業団の清算

用語説明

○PFI（プライベート・ファイナンス・イニシアチブ）（P 6）

従来、公共部門が提供している公共サービスを民間主導で実施することにより、設計、建設、維持管理、運営に民間の資金とノウハウを活用し、効果的かつ効率的な公共サービスの提供を図るという考え方です。民間資金主導型の手法「小さな政府」を目指す行政改革の一環として、平成4年にイギリスで導入され、日本では平成11年7月にPFI推進法（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律）が成立しました。

【あ行】

○アセットマネジメント（P 7）

地方自治体が保有する施設は、高度経済成長期に建設されたものが多いため、間もなく更新時期のピークを迎えると言われていています。一方、地方自治体は、ひっ迫した財政状況にあるため、施設の適正な管理により更新時期を平準化することが求められています。そこで注目されているのが、ライフサイクルコストを考慮した効率的な資産管理方法のひとつであるアセットマネジメントです。

アセットマネジメントは、不動産などの資産について、最適な時期、規模による投資を行うことによりその価値を高め、利益の最大化を図ることを目的としています。また、単なる資産の管理だけではなく、最適な配置にするための取得、処分なども含んでいます。

○アダプト・プログラム（里親制度）（P 6）

市民と行政が協働で進める、新しい「まち美化プログラム」のことを言います。アダプト（ADOPT）とは英語で「〇〇〇を養子にする」の意味。一定期間の公共の場所を養子にみたくて、市民が里親となって養子の美化（清掃）を行い、行政がこれを支援します。市民と行政が互いの役割分担を定め、両者のパートナーシップのもとで美化を進めます。

【か行】

○基金（P 2）

(1) 特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立てるものと(2) 特定の目的のために定額の資金を運用するために設けられるものがあります。

(1) の基金として、財政調整基金、減債基金、職員退職手当基金、地域振興基金、社会福祉基金、地域福祉基金、国民健康保険基金、介護保険事業準備基金などがあります。

(2) の基金として、土地開発基金、高額療養資金等貸付基金などがあります。

○行政評価システム (P 7)

施策やそれを具体化するための事業を対象として、目的や成果、コストなどに着目してその有効性や効率性を評価し、その結果を予算などに反映させることにより、効果的かつ効率的な行政運営の継続的な改善をめざすシステムのこと。

○経常収支比率 (P 3)

人件費、扶助費、公債費などの義務的経費や経常的に支出される物件費、維持補修費などに使われた一般財源の額（経常経費充当一般財源）が、市税、地方譲与税、地方交付税、利子割交付金など経常的に収入される一般財源の総額（経常一般財源総額）に占める割合をいいます。

$$\left(\frac{\text{経常経費充当一般財源}}{\text{経常一般財源総額}} \right) \times 100 (\%)$$

経常的に入ってくる歳入の何割が経常的に支出される経費に使われたかということを表わします。この比率が高いほど投資的経費等の臨時的経費に使用できる一般財源が少なく、財政構造が弾力性を失っていることを示します。

【さ行】

○財政力指数 (P 3)

普通交付税の算定に用いる基準財政収入額を基準財政需要額で割った値のことで、通常は過去3年平均値を指し、1に近い（あるいは1を超える）ほど財政に余裕があるとされています。

○市債 (P 2)

市が財政上必要とする資金を外部から調達するために負担する債務で、その返済が一会計年度を越えて行われるものです。いわゆる市の借金です。

○実質公債費比率 (P 2)

実質的な公債費（地方債の元利償還金）が財政に及ぼす負担を表す指標です。

地方税、普通交付税のように用途が特定されておらず、毎年度経常的に収入される財源のうち、公債費や公営企業債に対する繰出金などの公債費に準ずるものを含めた実質的な公債費相当額（普通交付税が措置されるものを除く）に充当されたものの占める割合です。通常、前3年度の平均値を使用します。

地方債協議制度の下では、18%以上の団体は、地方債の発行に際し許可が必要となります。さらに、25%以上の団体は地域活性化事業等の単独事業に係る地方債が制限され、35%以上の団体は、これらに加えて一部の一般公共事業債についても制限されることとなります。

○指定管理者制度 (P 6)

地方公共団体やその外郭団体に限定していた公の施設の管理・運営を、株式会社をはじめとした営利企業・財団法人・NPO 法人・市民グループなど法人その他の団体に包括的に代行させることができる（行政処分であり委託ではない）制度です。

○将来負担比率 (P 2)

自治体が将来的に負担する可能性のある借金の総額が、自治体本体の1年間の収入と比べどれくらい多いかを示すもので、この比率が高いと、将来的に財政が圧迫される可能性が高くなります。

【は行】

○ファシリティマネジメント (P 7)

ファシリティマネジメント（FM）とは、土地・建物・設備といったファシリティを対象として、経営的な視点から設備投資や管理運営を行うことにより、施設に係る経費の最小化や施設効用の最大化を図ろうとする活動のことを言います。

○普通交付税算定替 (P 1)

市町村合併に伴う優遇制度で、合併後10年間は、合併しなかった場合の個別計算額の普通交付税額を全額保証するものです。そして、その後5年間で一本算定へ移行します。

○ふるさと納税制度 (P 6)

任意の県や市町村へ寄付することで、その寄付金のうち個人住民税については年間寄附金額から5,000円、所得税については2,000円を超える部分の金額が控除される制度です。

【ま行】

○マネジメントサイクル(PDCA サイクル) (P 5)

プロジェクトの実行に際し、「計画を立て(P.L.A.N)、実行し(D.O)、その評価(C.H.E.C.K)にもとづいて改善(A.C.T.I.O.N)を行う、という行程を継続的に繰り返す」仕組み(考え方)です。